

届出に係る提出書類

廃止または変更の届出は、当該廃止または変更の日から10日以内に提出すること。

なお、法人にあって登記事項証明書の添付を必要とする場合には、変更の日から30日以内に提出すること。

変更の届出をする場合において、当該変更に係る事項が許可証の記載事項に該当し、許可証の書換を希望する場合は、変更届出書の他に許可証書換願を提出すること。

全ての届出		産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書 特別管理産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書
住所または所在地		（個人の場合） ・ 住民票の写し（本籍地記載のもの。） ・ 変更後の住所付近の見取図 （法人の場合） ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・ 変更後の所在地付近の見取図
氏名または名称		（個人の場合） ・ 住民票の写し（本籍地記載のもの。） （法人の場合） ・ 定款または寄付行為 ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
許可を受けた者に係る次に掲げる者 （ 1 ） （ 2 ）	法第14条第5項第2号八に規定する法定代理人	（個人の場合） ・ 住民票の写し（本籍地記載のもの。） ・ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ・ 誓約書 （法人の場合） ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・ 役員の住民票の写し（本籍地記載のもの。） ・ 役員の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ・ 誓約書
	役員	・ 住民票の写し（本籍地記載のもの。） ・ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ・ 誓約書

	発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者	(個人の場合) <ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し(本籍地記載のもの。) 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 誓約書 (法人の場合) <ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 誓約書
	政令第6条の10に規定する使用人	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し(本籍地記載のもの。) 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 誓約書
事務所または事業場の所在地		<ul style="list-style-type: none"> 変更後の事務所または事業場の付近の見取図
施設の構造もしくは規模またはその設置場所	収集運搬車両の変更(3)	<ul style="list-style-type: none"> 収集運搬車両の一覧表 変更に係る収集運搬車両の写真(4) 変更に係る収集運搬車両の自動車検査済証の写し 収集運搬車両が借用車の場合は、当該車両を使用する権原を証する書類
	その他の施設の変更	<ul style="list-style-type: none"> 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図および設計計算書ならびに当該施設の付近の見取り図 施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証明する書類
業の全部廃止		<ul style="list-style-type: none"> 許可証

- 「住民票の写し」および「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」は新たに役員等となった者に係るもののみ添付すること。
- 役員等の退任のみの場合には「誓約書」の添付は不要。
- 車両の廃止のみの場合は「写真」、「自動車検査済証の写し」、「使用する権原を証する書類」の添付は不要。
- ナンバープレートおよび所定の事項(「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名(事業者名)」、「許可番号」の表示)が確認できるように撮影すること。